

様

あなたに対する介護老人保健施設りんどうの里（以下「りんどうの里」という。）が行う介護保険施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーションを提供するにあたって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第119条・第8条及び第155条・第125条の規定により次のとおり説明します。

この内容は、重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

(説明者職員氏名)

(担当者が記入)

1 事業者の概要

- ① 事業者の概要
医療法人パテラ会
- ② 主たる事務所の所在地
群馬県利根郡みなかみ町真庭316番地
- ③ 代表者
櫻井 明

2 施設の概要

- | | | | |
|--------|-------|---------------------------------|--------|
| ① 名 | 称 | 介護老人保健施設りんどうの里 | |
| ② 施設 | 所在地 | 群馬県吾妻郡高山村大字中山2715番地2 | |
| ③ 介護保険 | 事業者番号 | 1052680038 | |
| ④ 管 | 理者 | 武士 登 | |
| ⑤ 電 | 話番号等 | 電話 0279-70-5100(代) | |
| | | FAX 0279-70-5101 | |
| ⑥ 敷 | 地 | 6,866㎡ | |
| ⑦ 建 | 物 | 鉄骨造 延床面積 | 3,628㎡ |
| ⑧ 療 | 養室 | 一人部屋 8室 | 89㎡ |
| | | 二人部屋 2室 | 33㎡ |
| | | 四人部屋17室 | 598㎡ |
| ⑨ 主 | な設備 | 診察室 | 9㎡ |
| | | 機能訓練スペース | 231㎡ |
| | | 談話スペース | 48㎡ |
| | | 食堂 | 271㎡ |
| | | 浴室（一般浴・器械浴） | 89㎡ |
| | | レクリエーションスペース(入所) | 91㎡ |
| | | 相談室 | 26㎡ |
| | | 家族介護教室 | 32㎡ |
| | | 居宅介護支援事業所 | 19㎡ |
| ⑩ 利 | 用定員 | 入所（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む） | 80名 |
| | | 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションを含む） | 20名 |

3 施設・事業の目的及び運営の方針

①目的

- (1)介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。
- (2)指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）は、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、療養生活を向上させるとともに要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。
- (3)指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、言語聴覚その他必要なりハビリテーションを行うことを目的とします。
- (4)指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）は利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目的とします。
- (5)指定介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリ」という。）利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目的とします。

②運営の方針

- (1)りんどうの里は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所、通所リハビリ、介護予防短期入所、介護予防通所リハビリ（以下「施設サービス等」という。）を提供します。
- (2)りんどうの里は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。
- (3)りんどうの里は、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護保健施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (4)りんどうの里の従業者は、施設サービス等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

4 従業者体制

運営規程別表第1のとおりです。

5 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日 月曜から土曜（12月31日から1月3日までを除く。）

営業時間 午前9時から午後5時まで。ただし、利用者の選定により通常要する提供時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。

6 施設サービス等の内容

別紙2サービス内容説明書のとおりです。

7 利用料等の額

運営規程別表第2のとおりです。

8 事故発生時の対応

- ① りんどうの里は、事故発生時の対応のシステムについて、事故防止対策委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② りんどうの里は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をします。また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び利用者の住所のある市町村に報告をするものとします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事についても、同様とします。
- ④ りんどうの里は、施設サービス等の提供によりりんどうの里の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。また、利用者の責めに帰すべき事由によってりんどうの里が損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

9 要望及び苦情処理の体制

- ① りんどうの里は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望及び苦情の責任受付者は、介護支援専門員・支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、施設内で設置する委員会で定めます。
- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、受付窓口前に「ご意見箱」を設置します。